

## 諸内規

### 入会金及び会費規程

#### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国地域活性化支援機構（以下「本機構」という）定款第7条の規程に基づき、入会金及び会費等について定める。

#### (入会手続)

第2条 本機構に入会しようとするものは、別紙様式の入会申込書に記入の上、第3条に定める入会金を添えて申し込まなければならない。ただし、理事会の承認を得て特別な事情により入会金を免除することがある。

#### (入会金)

第3条 入会金の額は、次のとおりとする。

正会員 100,000円 賛助会員 100,000円

#### (会費)

第4条 会費は、当該年4月以降及び翌年度3月までの会費を納入するものとする。

2.会費の額は、次のとおりとする。

正会員 60,000円（5,000円/月） 賛助会員 100,000円

#### (年度途中入会者の会費)

第5条 年度途中で入会した者の会費については、次の取り扱いによる。

- (1) 正会員は、入会の月より月割計算を以て、当該年度の分を入会と同時に納入するものとする。
- (2) 賛助会員は、年度途中で入会した場合であっても、会費の全額を入会と同時に納入するものとする。

#### (会費滞納者の取扱)

第6条 会費を2年を超えて納入しないときは、定款第10条1項により退会したものとす  
る。

#### 附則

この規程は、一般社団法人全国地域活性化支援機構の設立登記の日（平成24年1月31日）から施行する。 以上